

保育料金表

○佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

別表第1 保育料金表(法第3条関係) **2号・3号認定(0～2歳児クラス)の方はこちらの表をご覧ください**

階層区分	定義	利用者負担額(月額)		
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	
B	A階層を除く、市町村民税所得割及び均等割の両方が非課税の世帯	0	0	
C1	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割のみ非課税の世帯であって、在宅障害児(者)のいるもの又はひとり親のもの	7,300	7,200	
C2	A階層からC1階層までを除く、市町村民税所得割のみ非課税の世帯	10,400	10,300	
D1	A階層からC2階層までを除き、市町村民税所得割課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当するもの	100円以上 22,000円未満	16,000	15,800
D2		22,000円以上 48,600円未満	18,000	17,700
D3		48,600円以上 56,000円未満	22,800	22,500
D4		56,000円以上 72,000円未満	26,900	26,500
D5		72,000円以上 97,000円未満	30,000	29,500
D6		97,000円以上 112,000円未満	37,300	36,700
D7		112,000円以上 138,000円未満	42,300	41,600
D8		138,000円以上 169,000円未満	44,500	43,800
D9		169,000円以上 180,000円未満	49,200	48,400
D10		180,000円以上 210,000円未満	51,000	50,200
D11		210,000円以上 245,000円未満	54,300	53,400
D12		245,000円以上 260,000円未満	57,200	56,300
D13		260,000円以上 301,000円未満	61,000	60,000
D14		301,000円以上	63,500	62,500

備考

- 「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定により、1月当たり平均275時間までの区分に認定された保育必要量をいう。
- 「保育短時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により、1月当たり平均200時間までの区分に認定された保育必要量をいう。
- 「世帯」とは、教育・保育認定保護者又は扶養義務者の属する世帯をいう。